

お客さま各位

令和 4 年 1 月吉日
さがみ信用金庫

法人等のお客さまの取引時確認について

平素は、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、従前より犯罪収益移転防止法に基づき、取引時確認を適正に行っておりますが、昨今のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策をめぐる国際動向および我が国の対応に基づき、令和 4 年 2 月以降、新規口座開設や法人代表者の変更等のお取引に伴う取引時確認については、下記のとおりお取扱いいたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 開始日

令和 4 年 2 月 1 日（火）

2. 対象となるお取引

- ・ 法人名義の新規口座開設
- ・ 商号変更や法人の代表者変更など、法人の実質的支配者の交代が想定されるお取引

※法人でない団体の名義で上記に準ずるお取引を希望される場合は、最寄りの当金庫店舗にお問い合わせ願います。

3. ご用意いただくもの（法人のお客さま）

- （1）ご印鑑
- （2）登記事項証明書 原本（法務局で発行後 6 ヶ月以内のもの）
- （3）法人代表者様の本人確認書類 原本
- （4）法人の実質的支配者を確認できる書類 原本（いずれか 1 点）

<法人の実質的支配者を確認できる書類の例>

- ・ 申告受理及び認証証明書 一式 ※ 1
- ・ 実質的支配者情報一覧 ※ 2
- ・ 直近期の法人税申告書（別表 2）
- ・ 定款、株主名簿、有価証券報告書、その他これらに類する書類

※ 1 : 申告受理及び認証証明書

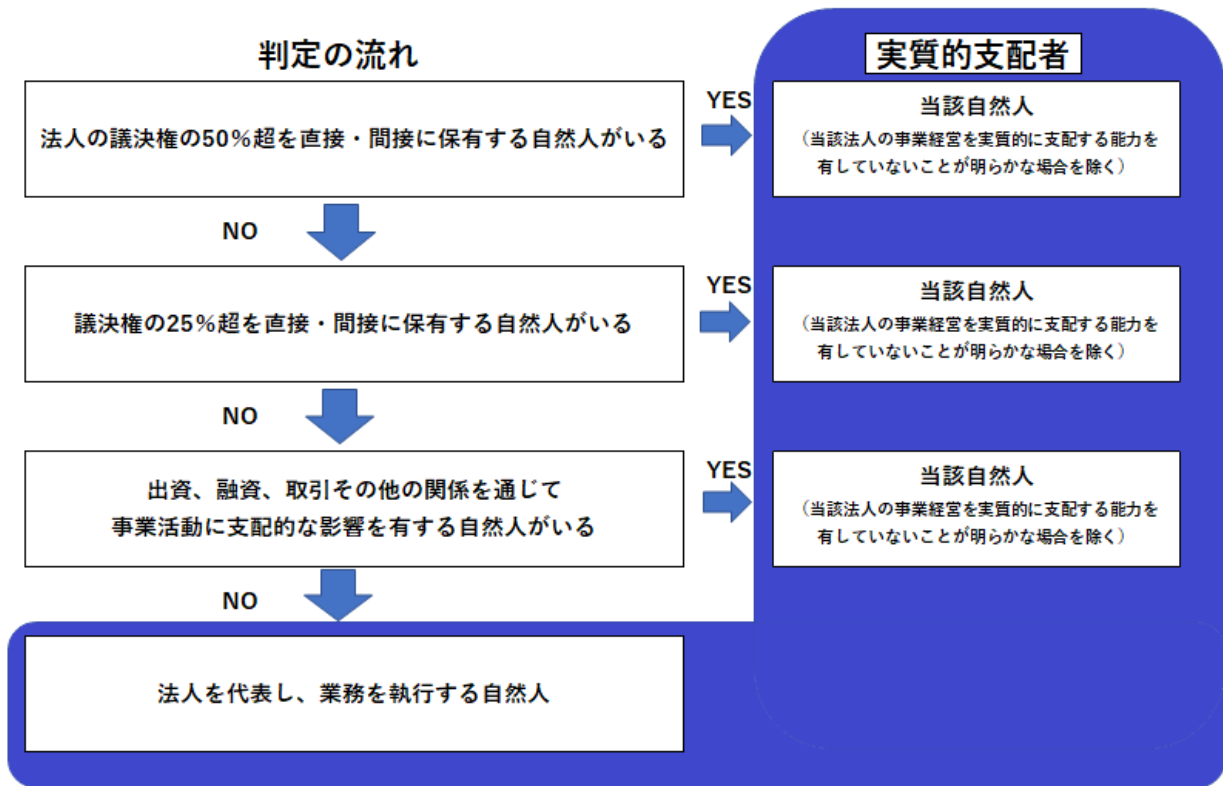
平成 30 年 11 月 30 日以降、株式会社等の設立に際し定款認証確認を行った法人に対して、公証人が発行する書類です。

※ 2 : 実質的支配者情報一覧

令和 4 年 1 月 31 日以降、法務局に申出を行い、実質的支配者リストを登録した株式会社および特例有限会社に対して、法務局より発行される書類です。

<実質的支配者とは>

以下の流れにより、法人を実質的に支配すると判断される自然人が実質的支配者となります。



4. 新規口座開設時の事前確認について

当金庫とのお取引を新規に開始する場合は、お取引開始のご依頼の後、一定期間の猶予をいただき、事業内容などについてご確認させていただきます。

各種質問へのご回答や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合がございます。

ご不明な点や気になる点等ございましたら、最寄りの当金庫店舗までお問い合わせ願います。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上